

団体傷害保険のご案内

傷害総合保険、新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

毎日の安心のために・・・
 家族みんなも、自分自身のために、
 ご希望にあわせたコース充実！！

団体割引10%

①

日常生活のケガや
賠償責任に備える
プラン



②

病気による
入院や治療に備える
プラン



③

一時金で
介護費用に備える
プラン



保険契約者

日本ハム株式会社

加入対象者

ニッポンハムグループの退職者

保険期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間

申込締切日

2026年2月27日(金)

加入依頼書提出先

新規・脱退・変更がある場合は、日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。

連絡先

(06) 7525-3420

お支払方法

2026年6月29日(月)から集金代行にて口座引落します。(一時払)

【傷害総合保険、新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)

および傷害総合保険、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。

更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

お知らせ

NHBAの『**押し**』プラン！

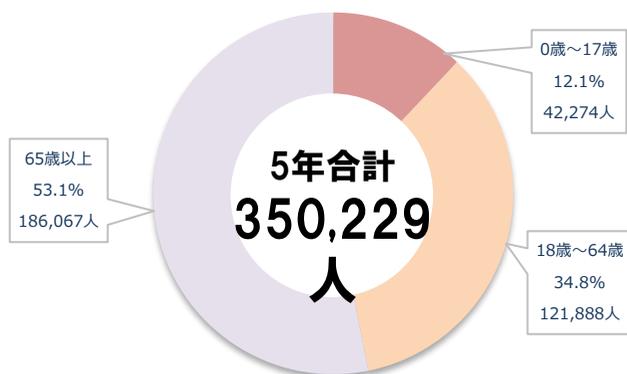


押し1. **熱中症**を補償します

猛暑で熱中症。押しプランなら補償されます。

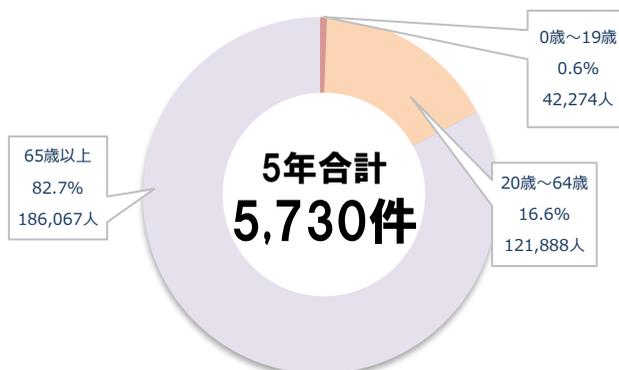
熱中症を原因とした緊急搬送や、死亡に至る事例も発生しています

熱中症による緊急搬送状況（平成30年～令和4年）



出典：総務省消防庁 過去の全国における熱中症傷病者救急搬送に関わる報道発表一覧より作成

熱中症による死亡者数（平成29年～令和3年）



出典：厚生労働省 年齢（5歳階級）別にみた熱中症による死亡数の年次推移（平成7年～令和3年）より作成



押し2. **特定感染症**を補償します

怖い感染症。押しプランなら補償されます。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

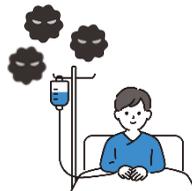
（葬祭費用保険金は補償充実プランのみ）

特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。

また、補償充実プランの場合、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

（※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

腸管出血性大腸菌感染症（O-157）で通院した



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

「デング熱」「レジオネラ症」「風しん/麻疹」
などの感染症

保険始期（保険責任の開始日）前の発病

推し3. 天災によるケガを補償します

天災は通常は補償されません。
推しプランなら、地震・津波・噴火も補償されます。

推し4. 個人賠償が3億円まで補償されます

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)熱中症危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、天災危険補償特約セット

〈傷害保険〉		Y1	Y2	Y3	
保険金額	ケガの補償	死亡・後遺障害	97.9万円	119万円	147.2万円
		入院保険金日額	1,500円	3,000円	5,000円
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,500円
個人賠償責任の補償		3億円			
〈一時払保険料〉 ケガの補償+個人賠償責任の補償		8,400円	12,000円	18,000円	

〈傷害保険〉		X1	X2	
保険金額	ケガの補償	死亡・後遺障害	63.4万円	126.7万円
		入院保険金日額	1,500円	3,000円
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
		通院保険金日額	1,000円	2,000円
〈一時払保険料〉 ケガの補償		6,000円	12,000円	

自動車保険や火災保険に個人賠償責任特約を付帯している場合は「個賠なし」プランが◎

医療保険をセットすることもできます

⇒8.9ページへ

事故が起こった場合は…損保ジャパン事故サポートセンター(0120-727-110)までもしくはLINEにてご連絡ください

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら…

※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

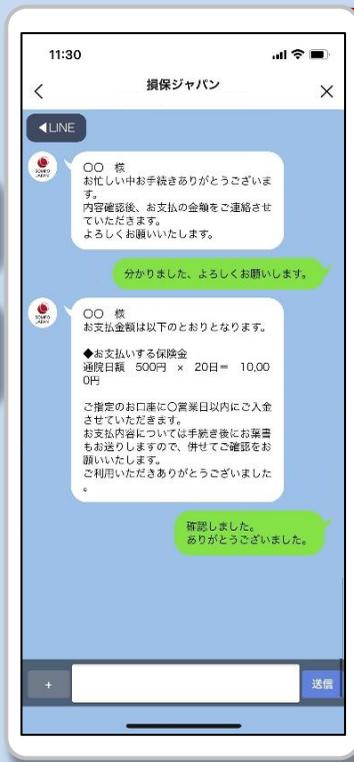


トーク画面から
事故の連絡
傷害保険のみ対応

24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は
「加入者番号」を必ず
ご入力ください



保険金請求も
チャットで完結

チャット：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

チャットや画像で
履歴が残るので(※1)
分かりやすい

書類の記入・郵送
が不要(※2)

最短30分で
お手続き完了

※証券BOXのサービスは2025年2月末で終了しました。他にもご請求を簡単・便利に行える機能が充実！

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

実際にサービスをご利用いただいたお客さまからも好評です！

時間を気にすることなく申請ができて、助かりました

都合のいい時に返信できるのはとてもありがたかったです

迅速な対応でおどろきました。証明書類の画像を送るだけで終わり、とても楽でした

保険会社とのやりとりがトークルームで確認できるので安心でした



LINEの保険金請求は
こちらから

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故
(以下「事故」といいます。)によりケガをされた場合等に
下記の保険金をお支払いします。

主な補償(プランによって異なります)

万が一の場合 (死亡保険金・後遺障害保険金)

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)



入院補償(入院保険金) 入院1日目から補償
事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(180日限度)
(補償充実プラン以外)

通院補償(通院保険金) 通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)

ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。



手術保険金

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。

示談交渉サービス付(日本国内のみ)

個人賠償責任補償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

- ①本人 ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませす。)
- ただし、本人に関する事故にかぎりませす。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませす。)
- ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませす。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「【傷害総合保険】この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

A【傷害総合保険(個人型) ご加入プラン】

個人向けの傷害保険のご案内(保険期間1年 団体割引10%)

ケガの補償:入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、熱中症危険補償特約セット

<傷害保険>			A1型	A2型	A3型
			職種級別:A級		
保険金額	ケガの補償	死亡・後遺障害	413.1万円	954.9万円	1,422.9万円
		入院保険金日額	2,600円	5,100円	8,500円
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,700円	3,400円	5,100円
	個人賠償責任の補償		1億円		
<一時払保険料> ケガの補償+個人賠償責任の補償			14,300円	28,400円	42,300円

B【傷害総合保険(家族型) ご加入プラン】

家族向けの傷害保険のご案内(保険期間1年 団体割引10%)

ケガの補償:入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

<傷害保険>				AA型	AB型	AC型	
				職種級別:A級			
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	544.3万円	657.4万円	654.9万円	
			入院保険金日額	2,800円	4,500円	8,000円	
			手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
			通院保険金日額	1,800円	3,000円	4,000円	
		配偶者	死亡・後遺障害	130万円	300万円	355万円	
			入院保険金日額	2,000円	2,250円	4,000円	
			手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
			通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	
		その他のご親族	死亡・後遺障害	130万円	300万円	355万円	
			入院保険金日額	2,000円	2,250円	4,000円	
			手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
			通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	
	個人賠償責任の補償		1億円				
	<一時払保険料>ケガの補償+個人賠償責任の補償				32,700円	49,100円	64,500円

ご家族へのお守りにおすすめ!



(※1)オプションで医療プランにも加入される場合は、ご家族それぞれが医療プランにご加入いただく必要があります。

(※2)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※3)職種級別(A級・B級)については、P.39をご参照ください。

C【傷害総合保険(補償充実プラン)ご加入プラン】

個人向け・家族向け・夫婦向けプランのご案内(保険期間1年 団体割引10%)

ケガの補償:被害事故による保険金追加支払特約

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約、
天災危険補償特約セット、(MP型のみ)熱中症危険補償特約

<傷害保険>			家族型	夫婦型	個人型
			MF型	MC型	MP型
保険金額	家財・身の回り品 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	住宅内生活用動産補償	100万円		
		携行品損害補償	100万円		
	ご本人	死亡・後遺障害	330.8万円	331.4万円	353.2万円
		入院保険金日額	2,600円		
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,700円		
		死亡・後遺障害	140万円	-	-
	配偶者	入院保険金日額	1,800円	-	-
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		-
		通院保険金日額	1,000円	-	-
		死亡・後遺障害	140万円	-	-
	その他のご親族	入院保険金日額	1,800円	-	-
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		-
		通院保険金日額	1,000円	-	-
		死亡・後遺障害	140万円	-	-
	特定感染症危険補償特約	特定感染症葬祭費用	300万円		
	個人賠償責任の補償			1億円	
不測の費用の補償	キャンセル費用	50万円			
	救援者費用	300万円			
一時払保険料			58,600円	40,500円	30,900円
家財・身の回り品の補償+ケガの補償+特定感染症の補償 +個人賠償責任の補償+不測の費用の補償			58,600円	40,500円	30,900円

推しプラン

主な補償

傷害総合保険

医療保険

弁護のちから

介護・認知証

あらし

お問い合わせ

【A・B・C 傷害総合保険】に医療保険をセットすることができます。

告知の大切さについてのご説明

※医療保険をセットした「医療保険セットプラン」にはじめてご加入いただく方、補償を拡大して継続される方は告知書のご提出が必要です。

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

医療費負担にそなえ、安心を提供します。

医療保険の4つの特長

1 団体契約専用プランで割安！ (団体割引10%適用)

2 日帰り入院から補償！(※1)

3 ご加入に際しては、告知書のみで簡単です！(※2)

4 ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！

(※1)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(※2)加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払い概要
入院	 <p>病気</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い○ 1回の入院で180日までお支払い○ ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償
手術	 <p>病気</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) <p><重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍</p> <p><重大手術以外の場合> 入院中の手術 : 入院保険金日額の20倍 外来の手術 : 入院保険金日額の5倍</p>

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「【医療保険】この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

【オプション 医療保険プラン】

医療保険(個人型)のご案内(保険期間1年 団体割引10%)

病気の補償:手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

<医療保険プラン>			S1型	S2型	S3型
保険金額	病気の補償 (医療保険プラン)	疾病入院保険金日額 (180日)	5,000円	4,000円	3,000円
		疾病手術保険金	<重大手術の場合> 疾病入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:疾病入院保険金日額の20倍 外来の手術:疾病入院保険金日額の5倍		
医療保険プラン	<一時払保険料>	満35歳~39歳	8,480円	6,780円	5,090円
		満40歳~44歳	9,200円	7,370円	5,530円
		満45歳~49歳	11,750円	9,400円	7,050円
		満50歳~54歳	15,560円	12,450円	9,340円
		満55歳~59歳	23,000円	18,400円	13,810円
		満60歳~64歳	31,820円	25,460円	19,100円
		満65歳~69歳	47,310円	37,860円	28,390円
		満70歳~74歳	71,300円	57,050円	42,790円
		満75歳~79歳	96,050円	76,850円	57,640円

(※1)保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※3)新規加入の場合満69歳までの方が対象、継続加入の場合満79歳までの方が対象となります。

(※4)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※5)病気の補償部分は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年11月現在)

(※6)医療保険プラン単独でのお申込みはいただけませんのでご注意ください。

加入例

(例1)職種級別A級の方で42歳の方がA1型(14,300円)とオプションでS1型(9,200円)の医療プランに加入された場合
(ケガの補償+個人賠償責任の補償+医療保険オプションプラン) = 23,500円

(例2)職種級別A級の方が家族全員に傷害(ケガ・個人賠償責任)を補償し、ご本人の医療(疾病)を補償されたい場合
<ご本人(52歳)の場合>
→AB型(49,100円)+S2型(本人52歳:12,450円) = 61,550円

(例3)職種級別A級の方が家族全員に傷害(ケガ・個人賠償責任)+全員に医療(疾病)を補償されたい場合
<ご本人(59歳) 配偶者(59歳) お子さま(35歳)の3人家族の場合>
→AB型(49,100円)+S2型(本人59歳:18,400円)
+S2型(配偶者59歳:18,400円)+S2型(お子さま35歳:6,780円) = 92,680円

1 弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2 ケガの補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。

国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死亡
事故の発生の日
から180日以内

後遺障害
事故の発生の日
から180日以内



(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

あなたの **ちから** になります！

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% -

自己負担割合

10%

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

自己負担額
(免責金額)

1,000

円

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払額

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター【受付時間】24時間365日 0120-727-110



3 個人賠償責任補償

⊕ オプション

被保険者の範囲:ご家族の皆さま(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。



(※)「ご家族の皆さま」とは以下のとおりとなります。

- ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

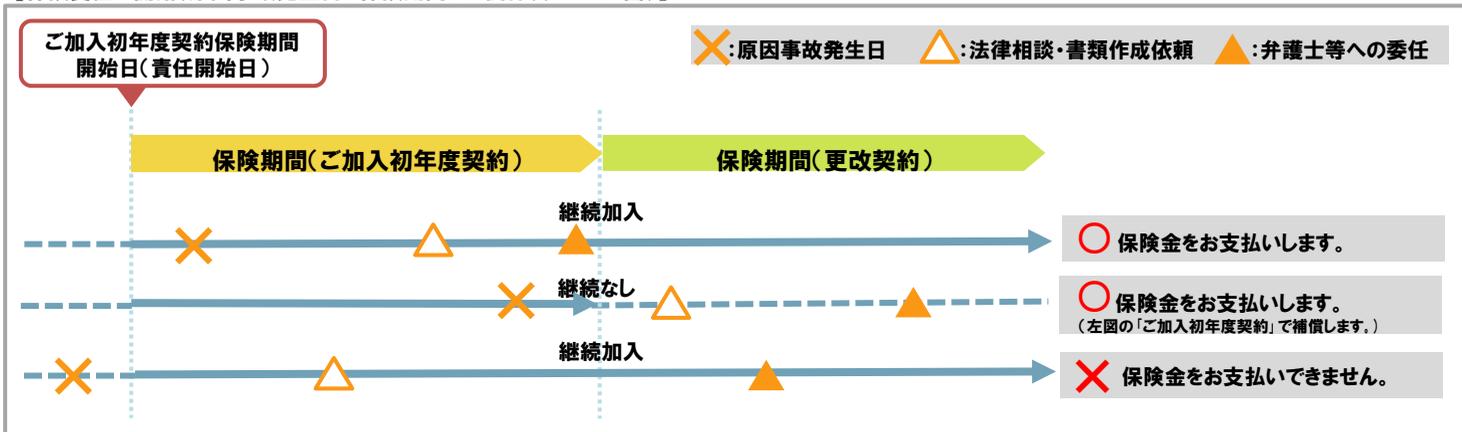
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

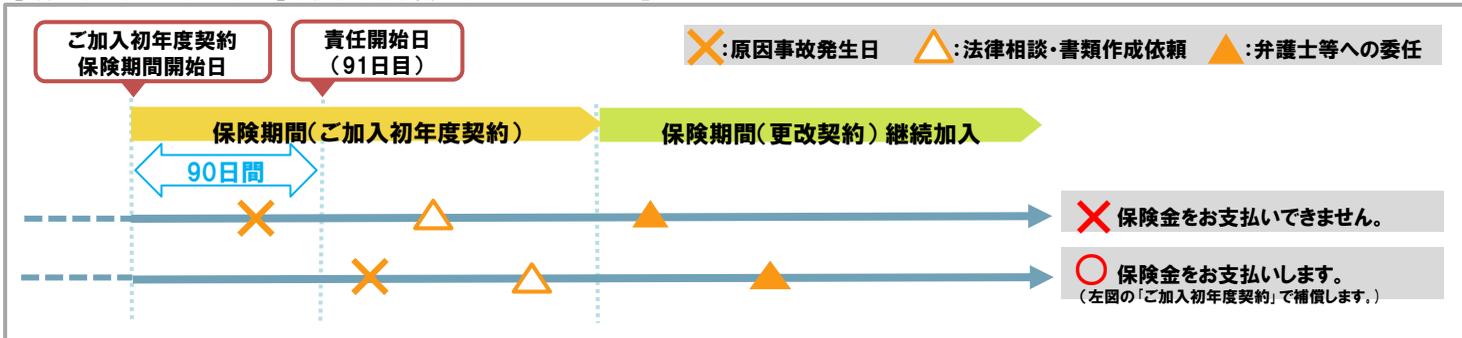
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらずそれぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

E【弁護のちからご加入プラン】

法的トラブルに関する保険のご案内(保険期間1年 団体割引10%)
ケガの補償:死亡・後遺障害のみ、熱中症危険補償特約

<弁護のちから>		個人賠償責任補償「あり」プラン		個人賠償責任補償「なし」プラン	
		① + ② + ③	LAK型	① + ②	LA型
職種級別		A級			
保険金額	① 弁護士費用補償	弁護士費用(自己負担割合10%)	通算 300万円 限度		
	② ケガの補償	法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円)	通算 10万円 限度		
	③ 個人賠償責任の補償	死亡・後遺障害 <small>示談交渉サービス付 《日本国内で発生した事故のみ》</small>	1億円	なし	
<一時払保険料> 弁護士費用補償+ケガの補償(+個人賠償責任の補償)		10,400円		8,700円	

(※1) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※2) 職種級別(A級・B級)については、P.39をご参照ください。

加入例

(例1) 職種級別A級の方がLAK型に加入された場合
(ケガの補償+弁護士費用補償+個人賠償責任の補償) = 10,400円

(例2) 職種級別A級の方がLA型に加入された場合
(ケガの補償+弁護士費用補償) = 8,700円

- 公的介護保険制度の要介護2～5の認定を受けた場合または損保ジャパン所定の要介護状態※となり、90日を超えて継続した場合に一時金100万円をお支払いします。
- 初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合に一時金10万円をお支払いします。
- 別居のご両親もご加入いただけます。

※ 公的介護保険制度による要介護認定基準とは異なります。

介護一時金

公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けた場合または損保ジャパン所定の要介護状態となり、90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。



軽度認知障害等一時金

軽度認知障害または認知症と診断確定された場合に一時金をお支払いします。



● 介護が必要になることは誰にでも起こりえます

要介護となった主な原因

1位 認知症
23.6%

2位 脳血管疾患(脳卒中)
19.0%

3位 骨折・転倒
13.0%

※2022(令和4)年 国民生活基礎調査より引用

● 介護にはお金がかかります

介護にかかる平均費用

約580万円

初期費用 約74万円 + 月々の平均費用 約8.3万円 × 介護に必要な平均期間 61か月

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度を参考に作成

要介護度別の身体状態の目安

要支援制度・要介護制度		身体状態(目安)
要支援1	社会的支援を要する状態	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする
要支援2	社会的支援を要する状態	日常生活の一部について手助けが必要な場合があるが、改善が見込まれる
要介護1	部分的介護を要する状態	食事や排泄は一人で行えるが、日常生活の一部について手助けが必要な場合がある
要介護2	軽度の介護を要する状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある
要介護3	中程度の介護を要する状態	食事や排泄に一部介助が必要、入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要
要介護4	重度の介護を要する状態	食事に時々介助が必要、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要
要介護5	最重度の介護を要する状態	食事・排泄が一人でできない、意志の伝達がほとんどできない場合が多い

(保険期間1年 団体割引10%)

病気の補償:手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

<医療保険+介護補償プラン>			S4型
保険金額	病気の補償	先進医療等費用保険金	1,000万円
		疾病入院保険金日額 (180日)	3,000円
		疾病手術保険金	<重大手術の場合> 疾病入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:疾病入院保険金日額の20倍 外来の手術:疾病入院保険金日額の5倍
	介護・認知症補償	介護一時金	100万円
		軽度認知障害等一時金	10万円
医療保険+介護補償プラン	<一時払保険料>	満5歳~24歳	-
		満25歳~29歳	-
		満30歳~34歳	-
		満35歳~39歳	8,020円
		満40歳~44歳	8,590円
		満45歳~49歳	10,430円
		満50歳~54歳	13,260円
		満55歳~59歳	19,640円
		満60歳~64歳	27,970円
		満65歳~69歳	42,180円
		満70歳~74歳	69,550円
		満75歳~79歳	109,070円

※ご加入には告知書のご提出が必要です。

- (※1)保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※3)新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- (※4)本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年11月現在)

将来の介護に備え、今からご準備を！



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

【 傷害総合保険 】この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。														
保険契約者	日本ハム株式会社														
保険期間	2026年4月1日午後4時から1年間となります。														
申込締切日	2026年2月27日(金)														
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。														
加入対象者	ニッポンハムグループ退職者														
被保険者	<p>ニッポンハムグループ退職者またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。</p> <p>個人型:被保険者本人のみが保険の対象となります。 夫婦型:被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 家族型:被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>														
お支払方法	2026年6月に集金代行にて引落します。(一時払)														
お手続き方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご送付ください。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご加入対象者</th> <th>お手続き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既加入者の皆さま</td> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。</td> </tr> </tbody> </table>	ご加入対象者		お手続き方法	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	ご加入対象者		お手続き方法												
	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。												
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。													
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。													
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。													
	<p>※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は日本ハムビジネスアソシエまでお問い合わせください。</p> <p>(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。</p>														
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。														
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。														
団体割引	本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。														
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。														

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(補償充実プランの場合)(推しプランの場合は葬祭費用保険金以外)

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(家族型・夫婦型を除きます。)

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p> </div>	<p>【共通】</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>【補償充実プランの場合】</p> <p>⑫オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</p> </div>	
	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 入院保険金日額 × 入院日数(180日限度)</p> </div> <p>(※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。</p>	
	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)</p> </div>	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)</p> <p>＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張をする団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>通院保険金の額＝ 通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> </div> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
推し プランの 場合 (国内外補償)補償充実プラン・	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 (葬祭費用保険金は補償充実プランのみ)</p> <p>特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。</p> <p>また、補償充実プランの場合、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。</p> <p>ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p> <p>【被害事故による保険金追加支払】(補償充実プランの場合)</p> <p>被害事故によりケガをされ、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする場合、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金の額が2倍となります。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="text-align: center;">個人 賠償責任 (国内外 補償) (注)</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故 (例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の同居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等固または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</p> <p>など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。 ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">物の損害の補償</p> <p>携行品 損害 (国内外 補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>物の損害の補償</p> <p>住宅内生活用動産(国内のみ補償) (注)</p>	<p>(1)損害保険金 日本国内に所在する被保険者^(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物^(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産^(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族 エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注)加入依頼書等記載の建物^(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。</p> <p>(2)費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片つけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片つけ費用に対し、残存物取片つけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片つけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※1)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>費用の補償</p> <p>救援者費用 (国内外補償) (注)</p>	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
<p>キャンセル費用 (国内外補償) (注)</p>	<p>被保険者、被保険者の配偶者または1親等内の親族の方の死亡、傷害または疾病による入院(以下「キャンセル事由」といいます。)により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行等)の提供を受けられなくなった場合、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用から免責金額(キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、キャンセル費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(注)被保険者の続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。</p>	<p>①提供されるサービスが被保険者の職務遂行に関係するものである場合</p> <p>②故意または重大な過失</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>⑥妊娠、出産、早産または流産による入院</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

【 医療保険 】 この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものです。S4プランのみ介護一時金支払特約と軽度認知障害等一時金支払特約をセット												
保険契約者	日本ハム株式会社												
保険期間	2026年4月1日午後4時から1年間となります。												
申込締切日	2026年2月27日(金)												
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。												
加入対象者	ニッポンハムグループ退職者												
被保険者	ニッポンハムグループ退職者またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)												
お支払方法	2026年6月に集金代行にて引落します。(一時払)												
お 手 続 方 法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご送付ください。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご加入対象者</th> <th>お 手 続 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既加入者の皆さま</td> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。</td> </tr> </tbody> </table>	ご加入対象者	お 手 続 方 法	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	ご加入対象者	お 手 続 方 法											
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。											
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。											
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。											
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。											
中 途 加 入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでお問い合わせください。												
中 途 脱 退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。												
団 体 割 引	本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。												
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。												

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ </div>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p>
<p>疾病 手術 保険金</p>	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <hr/> <p>重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。 ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p>など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">疾病(続き)</p> <p>疾病手術 保険金</p>	<p>(2)骨髄幹細胞採取手術^(※1)(^(※2))を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(前ページより続きます。)</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>先進医療等 費用保険金 (注)</p>	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>介護一時金</p>	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
軽度認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないものなど <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
- 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腫を含みます。)、不正出血 など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

<p>軽度認知障害</p>	<p>軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。</p> <p>表1 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとし、ます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害</p> </div> <p>注「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p> <p>表2 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 1以上の認知領域(複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚-運動、社会的認知)において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること</p> <p>② 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと</p> <p>③ その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと</p> <p>④ その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと(例 うつ病、統合失調症)</p> </div> <p>注「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。</p>																						
<p>認知症</p>	<p>(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。</p> <p>① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること</p> <p>② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること</p> <p>(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。</p> <p>① 器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。</p> <p>② 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>表3 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に定められた分類項目中下記のものとし、ます。</p> <table border="1" data-bbox="329 1144 1384 1640"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td> <td>F00</td> </tr> <tr> <td>血管性認知症</td> <td>F01</td> </tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td> <td>F02.0</td> </tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td> <td>F02.1</td> </tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td> <td>F02.2</td> </tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td> <td>F02.3</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症</td> <td>F02.4</td> </tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td> <td>F02.8</td> </tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td> <td>F03</td> </tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td> <td>F05.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p>	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

【 弁護のちからプラン 】この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。														
保険契約者	日本ハム株式会社														
保険期間	2026年4月1日午後4時から1年間となります。														
申込締切日	2026年2月27日(金)														
引受条件(保険金額等)、 保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。														
加入対象者	ニッポンハムグループ退職者														
被保険者	ニッポンハムグループ退職者またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。 ただし、未成年者を除きます。														
お支払方法	2026年6月に集金代行にて引落します。(一時払)														
お手続き方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご送付ください。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご加入対象者</th> <th>お手続き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既加入者の皆さま</td> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ※</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table>		ご加入対象者		お手続き方法	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	ご加入対象者		お手続き方法												
	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。												
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。													
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。													
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。													
※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は日本ハムビジネスアソシエまでお問い合わせください。															
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。															
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。 保険料につきましては、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。														
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の日本ハムビジネスアソシエまでご連絡ください。														
団体割引	本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。														
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。														

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\boxed{\text{死亡保険金の額}} = \boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額の全額}}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
ケガ(国内外補償) 後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}}$	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）</p> <p>弁護士費用（注）</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金</p> <p>弁護士費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉さ損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。 <table border="1" data-bbox="279 1064 1028 1542"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td> 弁護士等への委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%) </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td> 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 故意、重大な過失または契約違反 自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波 国または公共団体の強制執行または即時強制 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 <p>など</p> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記1に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 身体美容または整形 <p>左記1・2・5に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 <p>左記1・5に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境汚染 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 騒音、振動、悪臭、日照不足等 電磁波障害 <p>左記3に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル <p>など</p>
	保険金種類	お支払いする保険金の額						
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円							

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償) 個人賠償責任 (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p style="text-align: center;"><次ページに続きます。></p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p style="text-align: center;"><次ページに続きます。></p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任(国内外補償) 続き</p> <p>個人賠償責任(注)</p>	<p>③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人</p> <p>イ. 本人の配偶者</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる ことがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	<p>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">トラブルの種類</th> <th style="text-align: center;">原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時											
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。</p> <p>(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p> <p>(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。</p> <p>(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。</p>												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務(傷害総合保険の場合(補償充実プランを除く))

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態(医療保険の場合)

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)傷害総合保険の「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

医療保険の「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

<医療保険の場合>

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。

また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【共通】ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険(補償充実プランを除く)】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害総合保険(補償充実プランを除く)では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

<医療保険の場合>

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

【傷害総合保険】

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

医療保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険(補償充実プランを除く)にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【夫婦型・家族型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

団体傷害保険では、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体傷害保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
 (注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
 (注7)応対者の指名はできません。
 (注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。
 (注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
 (注10)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

●メンタルヘルス相談サービス

(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00)
 ※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。
 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(24時間・365日)
 ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス
 ストレスチェックはこちら
 ログイン

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 日本ハムビジネスアソシエ株式会社
 〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目4番9号
 TEL :06-7525-3420 FAX: 06-7525-3428
 (受付時間 :平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 大阪企業営業第三部第一課 担当:宮崎・吉田
 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
 TEL :06-6449-7543 FAX: 06-6459-1407
 (受付時間 :平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
 ナビダイヤル0570-022808<通話料有料>
 <受付時間>平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
 【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。